

## 4 - 1 | 基本理念

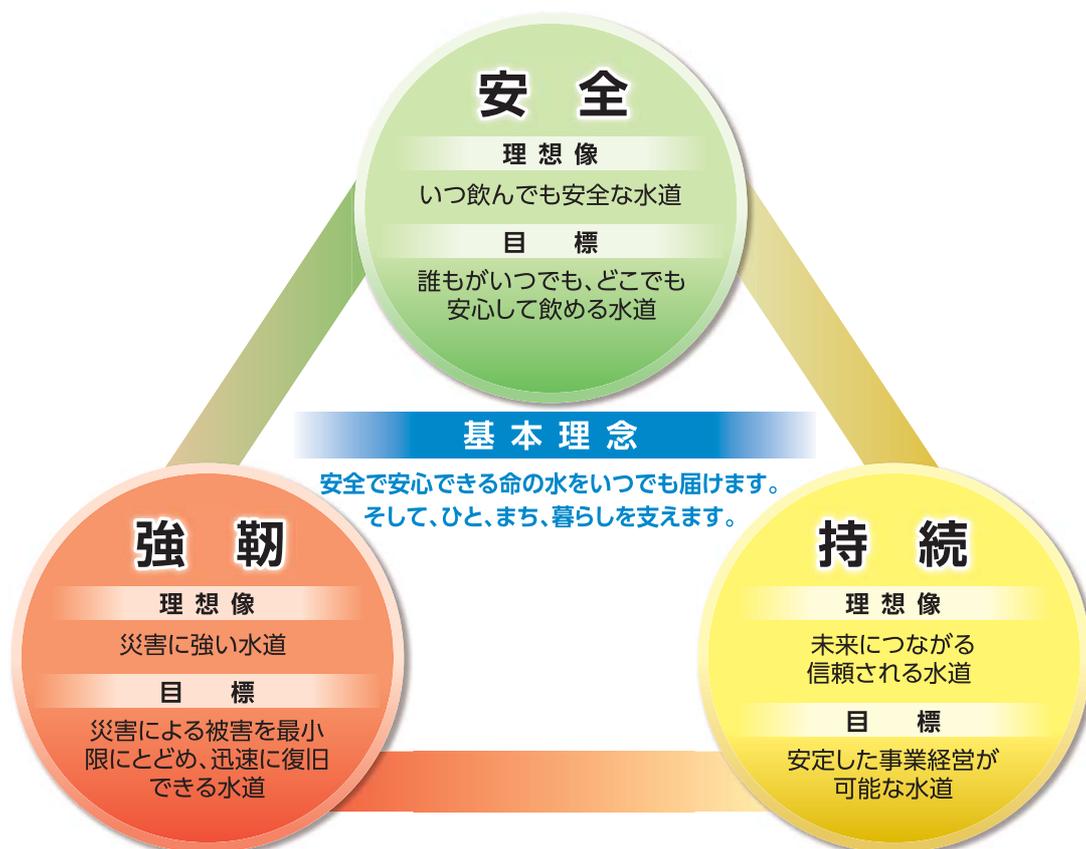
本市の水道事業は水道の創設から現在に至るまで、安全で安心できる水の安定供給を目指し、「平成22年入間市水道ビジョン」では「安全で安心できる命の水をいつでも届けます。そして、ひと、まち、暮らしを支えます。」を基本理念に掲げました。これからもこの思いを持ち続け、私たちの責務である安全で安心できる水の安定供給を次の世代へ引き継いでいくため、「入間市新水道ビジョン」ではこの基本理念を継承することとしました。

基本理念

安全で安心できる命の水をいつでも届けます。  
そして、ひと、まち、暮らしを支えます。

## 4 - 2 | 理想像と目標

基本理念を実現するため、水道事業を所管する厚生労働省による「新水道ビジョン」が示す「安全」「強靱」「持続」の3つの観点に基づき、入間市水道事業の理想像と目標を新たに決めました。



## 4 - 3 | 基本施策

推進する実現方策については、水道事業の現状と課題や将来の事業環境に対する新たな課題を踏まえ、目標の実現に向けて基本施策を定めました。

今後は、経営的に厳しい状況が予想されるなかで現状の課題に対応するため、入間市新水道ビジョンの基本理念のもと、3つの目標に向かって様々な課題に取り組み、施策を推進していきます。

理想像	目標	基本施策	主な施策
 <b>安全</b> いつ飲んでも 安全な水道	誰もがいつでも、 どこでも安心して 飲める水道	①おいしさと安全にこだわった水の管理	(1)水安全計画の策定 (2)流域関係者との連絡体制の構築 (3)環境に配慮した事業活動の推進
		②自己水と県水の安定確保	(1)自己水割合の維持
		③蛇口までの水質管理の充実	(1)貯水槽水道の適正管理 (2)給水装置の適正管理
 <b>強靱</b> 災害に強い水道	災害による被害を最小 限にとどめ、迅速に復旧 できる水道	①災害に強い水道施設の整備	(1)施設の適正な維持管理 (2)計画的な施設の更新 (3)送水管の更新と管路の耐震化
		②災害対応能力の向上	(1)応急給水体制の充実 (2)近隣水道事業者や民間事業者との災害時の連携の確保
 <b>持続</b> 未来につながる 信頼される水道	安定した事業経営が 可能な水道	①財政基盤の強化	(1)中長期的な視点での経営戦略
		②人員確保と人材育成	(1)事業推進に向けた人員確保 (2)職員の意識改革と計画的な人材育成
		③サービス向上・情報提供	(1)使用者の利便性の向上 (2)使用者ニーズの把握と情報公開の推進

図 4 - 1 施策体系図

# 5 入間市新水道ビジョン | 推進する施策

ここでは、3つの目標を実現するために推進する施策を示します。

## 5 - 1 【安全】誰もがいつでも、どこでも安心して飲める水道

誰もがいつでも、どこでも安心して飲める水道を目指し、「おいしさと安全にこだわった水の管理」、「自己水と県水の安定確保」、「蛇口までの水質管理の充実」の3つの基本施策を定めました。

### 5 - 1 - 1 おいしさと安全にこだわった水の管理

おいしさと安全にこだわった水道水を供給するため、水安全計画の策定や入間川流域関係者との連絡体制の構築に取り組み、水源および水道水の徹底した水質管理を行っていきます。また、水道事業の運営にあたっては、環境に配慮した事業活動の推進に取り組んでいきます。

#### 1) 水安全計画の策定

- ▶ 水道法による水質基準を遵守し、水質の向上に努め、水源から給水栓に至る水質管理を徹底します。
- ▶ 平成30年度までに水安全計画を策定し、公表します。

本市では、これまで水質に不安のない安全な水道水を供給するため、高度浄水処理の導入や水質検査の実施など、水質管理の徹底と水質向上に努めてきました。

これからも、安全な水道水を市民の皆様へお届けできるよう、水道法による水質基準を遵守し、水質の向上に努め、水源から給水栓に至る水質管理を徹底します。

水質管理の徹底を実現するためには、適切な水質検査の実施のほか、平成30年度までに水安全計画を策定し、この計画に基づく水質管理の運用を行います。また、この水安全計画は本市のホームページや広報紙等を通じて、皆様に公表します。

#### ◆ 水安全計画 ◆

世界保健機関(WHO)が提唱した新しい水質管理手法のことで、食品製造分野で確立されている「危害分析・重要管理点(HACCP)」の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築することを目的としています。また、「HACCP」(ハサップ)とは、Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、日本語では、危害分析・重要管理点と訳されています。この手法は、原料入荷から製品出荷までのあらゆる工程において、「何が危害の原因となるのか」を明確にするとともに、危害の原因を排除するための重要管理点(工程)を重点的かつ継続的に監視することで衛生管理を行うものです。

## 2) 流域関係者との連絡体制の構築

- ▶ 入間川流域利水者連絡会等関係団体と連携し、入間川の水環境を守ります。
- ▶ 入間川流域の水質事故等に対し、迅速に対応できる体制を構築します。

本市が保有する鍵山浄水場の水源は、入間川の伏流水です。入間川で豪雨による濁水や薬品、油の混入などの水質事故が発生した場合は、安全な水道水の供給を維持させるため、鍵山浄水場での取水を直ちに停止する必要があります。

このため、水質事故を未然に防止するためにも、入間市水道事業のみならず、入間川流域の利水者団体と連携し、入間川流域の監視を行っていくことが重要となります。

また、水質事故が発生した場合においても迅速な対応ができるよう、関連団体との水質検査や情報共有の体制を構築していきます。

## 3) 環境に配慮した事業活動の推進

- ▶ 環境負荷の低減や環境に配慮した事業活動を継続して取り組みます。

本市では、「入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉<sup>\*</sup>」に基づき、ごみの減量や紙類の削減、公用車の使用抑制、更には、浄水処理の過程で発生した浄水発生土や、工事等で発生した建設副産物の適正処分に努めています。

また、インバーター制御装置を備えた配水ポンプ設備を寺竹配水場に導入し、省エネルギーに配慮した施設づくりを行っています。

今後も、「入間市環境基本計画<sup>\*</sup>」および「入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉」に基づき、環境に配慮する事業活動を継続して取り組みます。

## 5-1-2 自己水と県水の安定確保

安定的な配水を維持するため、本市の水源である自己水と県水の安定確保に努めます。

### 1) 自己水割合の維持

- ▶ 鍵山浄水場の自己水確保率20%を維持します。

現在、本市の水源は、自己水と埼玉県営水道からの受水(県水)で構成されています。

それぞれの取水量の割合は、自己水が20%、県水が80%となっており、水源の大部分を県水で賄っています。また、県水は、予め取り決められた契約水量に応じて購入する制度となっているため、年間配水量の実績値が計画値よりも下回った場合には、おのずと自己水の割合が低くなります。

鍵山浄水場は、一日最大取水量<sup>\*</sup>15,000m<sup>3</sup>を有しており、濁水や地震等のリスク対策の面でも必要な施設です。今後も自己水と県水のバランスを保ちながら、安定的な配水を維持するため、自己水確保率20%を維持していきます。

評価指標	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
自己水確保率	20%を維持									

### 5-1-3 蛇口までの水質管理の充実

市民の皆様に対して安全な水道水の供給を図るため、貯水槽水道および給水装置の適正管理を徹底し、蛇口までの水質管理の充実に取り組みます。

#### 1) 貯水槽水道の適正管理

▶ 貯水槽の適正な管理をホームページ等で周知するとともに、貯水槽管理者へ適切な指導を行います。

貯水槽水道とは本市から供給される水道水を水源とし、水槽に一度、水を貯めてからマンション等に給水するシステムのことをいいます。これらの管理は、貯水槽水道設置者(貯水槽管理者)が行うことが原則となっており、貯水槽使用者の健康を守るため、自らの責任において貯水槽水道を適正に管理する義務があります。本市では、平成25年度に埼玉県から本市へ事務権限が移譲されており、貯水槽水道の管理についてホームページ等でお知らせしてきました。

今後も、市民の皆様に対して清潔で安心して飲める水道水を供給していくため、貯水槽の適正な管理をホームページ等で周知するとともに、貯水槽管理者へ適切な指導を行います。

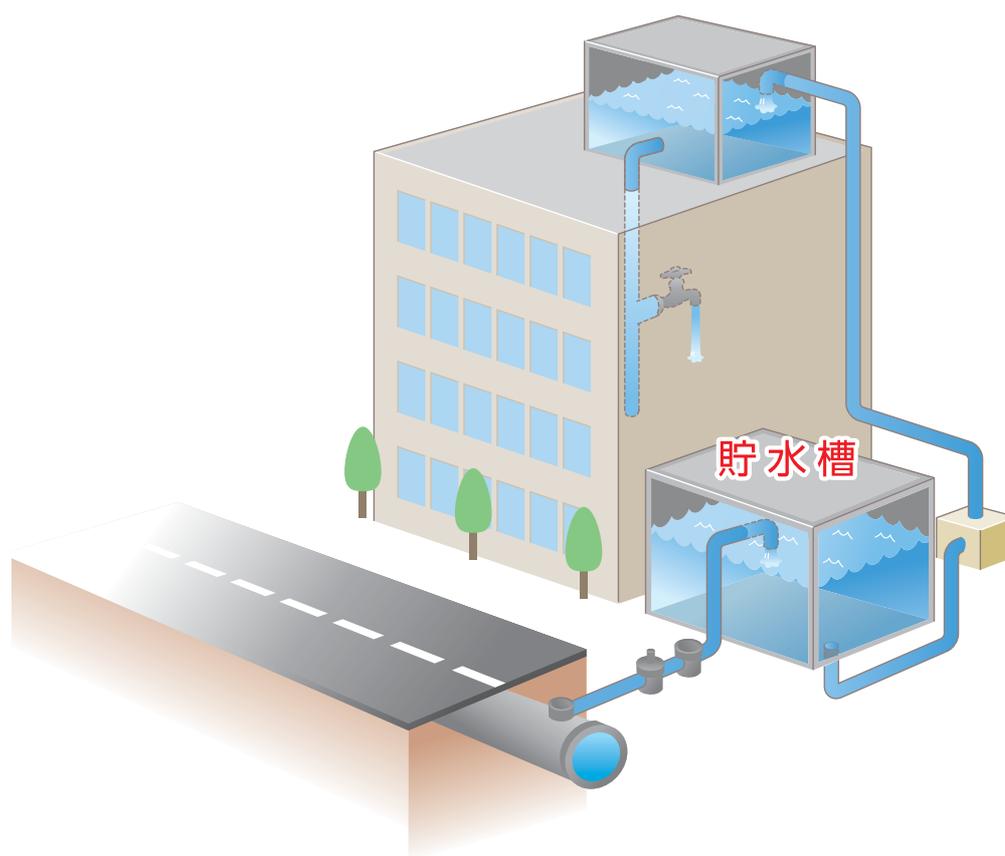


図 5 - 1 貯水槽水道の仕組み

## 2) 給水装置の適正管理

- ▶ 給水装置の管理区分や維持管理についてホームページ等で周知を図ります。
- ▶ 市内の指定給水装置工事事業者へ指定給水装置工事事業者研修会への参加を促します。

一般住宅の場合、各家庭に引き込まれた給水管と止水栓、量水器、蛇口などの器具を給水装置といいます。この給水装置は、水道使用者自身で費用を負担して設置するため、個人の財産となり、維持管理も使用者自身で行うものとなります。

敷地内の水道管が老朽化すると、漏水や濁り水の原因となるため、安全な水道水を安定的に給水するためには、給水装置の適正な維持管理が必要となります。

本市では、より多くの水道使用者の方へ、給水装置の適正な管理の必要性をご理解いただけるよう、給水装置の管理区分や維持管理についてホームページ等で周知していきます。

また、給水装置の新設や修理を行う指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事を施工する際の標準的な計画及び施工方法等について周知を図るため、市内の指定給水装置工事事業者へ研修会への参加を促していきます。

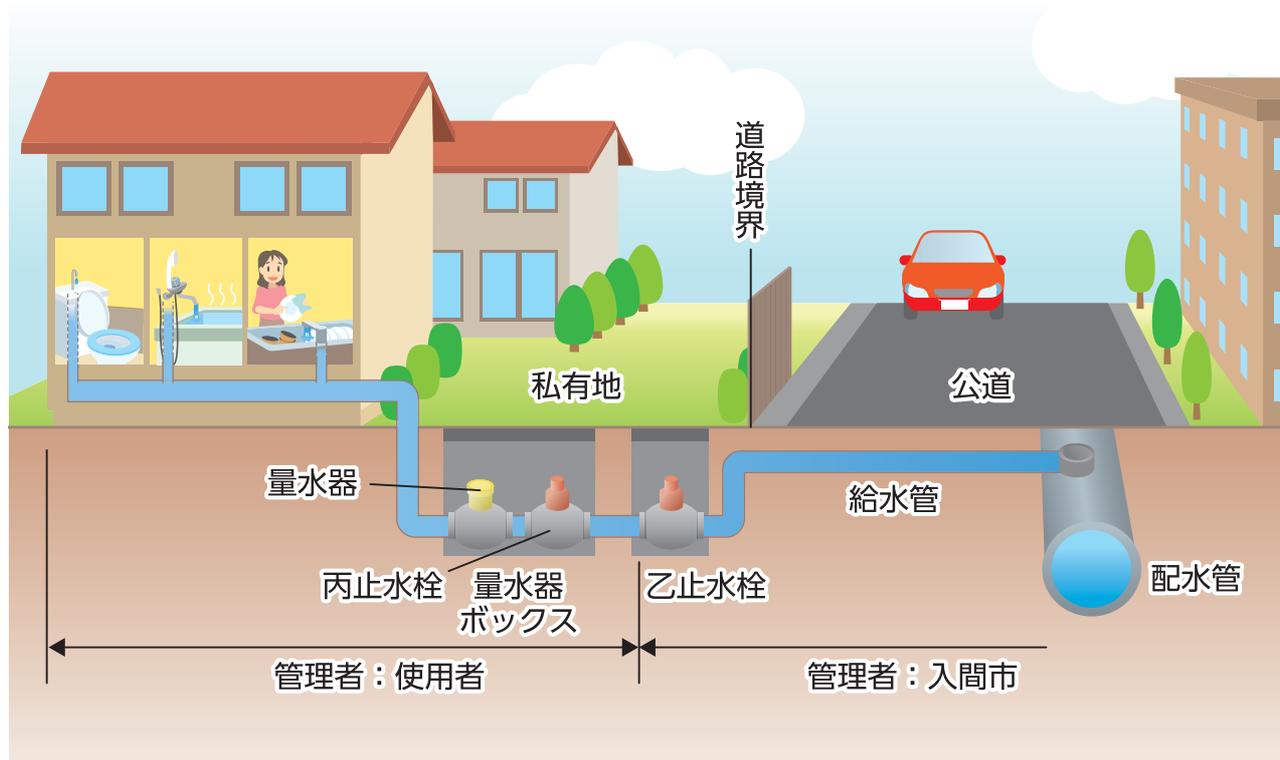


図 5 - 2 給水装置の管理区分

## 5 - 2 【強靱】災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道

災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道を目指し、「災害に強い水道施設の整備」、「災害対応能力の向上」の2つの基本施策を定めました。

### 5 - 2 - 1 災害に強い水道施設の整備

大規模な地震に備え、被害を最小限にとどめて給水ができるよう、施設の適切な維持管理と計画的な更新を実施していきます。

#### 1) 施設の適正な維持管理

- ▶ 漏水調査を計画的に実施し、高い有効率の水準を維持します。
- ▶ 消火栓や空気弁、水管橋\*等の点検を計画的に実施します。

本市の有効率は、これまで老朽管の布設替えや計画的な漏水調査を実施したことにより、高い水準となっています。

今後も高い有効率の水準を維持できるよう、漏水調査を計画的に実施していきます。また、漏水や管路の破損が生じた場合は、市民等と連携して迅速な対応を行います。

なお、消火栓や空気弁などの設備や、水管橋についても計画的に点検を実施し、適正な維持管理に努めます。

評価指標	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有効率	98%以上									
有収率	96%以上									

#### 2) 計画的な施設の更新

- ▶ 施設整備計画に基づき計画的に施設の整備を実施します。
- ▶ 老朽管(硬質塩化ビニル管)の更新を優先的に実施します。

本市の水道事業は、浄水場や配水場に代表される施設の新規整備は概ね完了していることから、今後は、ポンプ設備や電気設備等の設備類の更新事業が主要事業となっていきます。

また、平成30年度から運用を開始する寺竹配水場により、南峯配水池と寺竹加圧場は役目を終え、休止施設となります。市内には、南峯配水池と寺竹加圧場の他、新久中継槽が休止施設となっていますが、これらの施設は耐震性が低く、地震が発生した場合には、最悪の事態として崩壊等により周囲に被害が及ぶ可能性があります。このため、これらの休止施設の解体工事を計画的に進める必要があります。

一方、管路については、昭和40年代から50年代にかけて整備された大規模団地の管路(硬質塩化ビニル管)の多くが一斉に更新時期を迎えることから、計画的に管路の更新事業を行っていく必要があります。

本市では、平成29年度から平成38年度までの施設や管路の整備計画を定め、この計画に基づき計画的に施設の整備を実施します。

なお、今後10年間は大幅な水需要の減少が見込まれないため、既存施設と同規模での更新を基本と

します。平成39年度以降については、将来の水需要にあった配水場等のダウンサイジング\*及び統廃合について検討し、更新を行っていきます。

◆ 施設整備計画 ◆

事業		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1	鍵山浄水場 修繕工事	→		→	→	→	→				
2	豊岡配水場 修繕工事		→								
3	扇町屋配水場 修繕工事		→	→	→	→					
4	東金子配水場 修繕工事		→								
5	藤沢配水場 修繕工事					→	→	→	→		
6	寺竹配水場 建設工事	→									
7	入間台加圧場 修繕工事			→	→	→	→				
8	西武第1配水池 建設工事			→	→	→	→				
9	南峯配水池 解体工事		→	→	→	→					
10	寺竹加圧場 解体工事		→	→	→						
11	新久中継槽 解体工事			→	→	→	→				

◆ 大規模団地配水管更新計画 ◆

事業		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1	入間ヶ丘団地	→	→	→	→	→	→				
2	防衛庁共済団地	→	→	→							
3	武蔵藤沢台団地					→	→	→			
4	下山団地							→	→	→	→

### 3) 送水管の更新と管路の耐震化

▶「短期耐震化計画(老朽管布設替計画)」に基づき、送水管の更新と管路の耐震化を計画的に実施します。

老朽化した管路や耐震性の低い管路を放置しておくと、大規模な地震が発生した場合、管路が地震の衝撃に耐え切れず破損することで、一部の地域にとどまらず、場合によっては市内全域で安定した給水を行うことが困難となる可能性があります。このような事態を避けるため、老朽化した送水管の更新や非耐震管路の耐震化を積極的に取り組んでいくことが必要です。

送水管の更新は、平成30年度から鍵山浄水場・東金子配水場ルート、平成31年度から東金子配水場・西武第1配水池ルート、平成34年度から西武第1配水池・仏子野田ルートと、順次、更新工事を実施していきます。

管路の耐震化は、平成28年度に策定した「短期耐震化計画(老朽管布設替計画)」に基づき、重要幹線の位置づけや整備の優先順位の設定等を行った上で、平成30年度から耐震化工事を確実に実施していきます。

また、「短期耐震化計画(老朽管布設替計画)」完了後は、事業の進捗状況を踏まえ「中長期耐震化計画(老朽管布設替計画)」を策定し、将来の水需要の動向を見据えて、継続的に管路の更新と耐震化に取り組んでいきます。

評価指標	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
管路の耐震化率(%)	29.9	30.9	31.9	32.9	33.8	35.0	36.2	37.5	38.7	40.0



図 5 - 3 重要幹線概要図

## 5-2-2 災害対応能力の向上

災害時においても迅速な対応ができるよう、応急給水体制の充実や近隣水道事業者等との災害時の連携確保といった取り組みを実施し、水道の災害対応能力の向上を目指します。

### 1) 応急給水体制の充実

- ▶ 応急給水所の場所や水の備蓄の必要性について、上下水道トピックス、ホームページ等により周知を図ります。
- ▶ 応急給水器具を計画的に備蓄します。
- ▶ 耐震性非常用貯水槽<sup>\*</sup>の設置について検討していきます。

人が生命を維持するために必要な水量は、一人1日3リットル前後とされています。

本市では、断水時に備え、市民の皆様に必要な水量を給水できるよう応急給水器具の備蓄を行っています。しかし、各家庭においても水を備蓄し、不測の事態に備えておくことが大切です。

災害が発生しても市民の皆様と連携して応急給水ができるよう、応急給水所の場所や水の備蓄の必要性について、上下水道トピックスやホームページ等により皆様に向けて情報を発信していきます。また、非常用飲料水袋といった応急給水器具を計画的に備蓄するとともに、耐震性非常用貯水槽の設置について検討していきます。



保存用飲料水



非常用飲料水袋



給水車

図 5 - 4 応急給水器具と給水車

### 2) 近隣水道事業者や民間事業者との災害時の連携の確保

- ▶ 災害時に必要な応急復旧資機材を優先的に確保していきます。
- ▶ 近隣水道事業者との緊急連絡管<sup>\*</sup>の接続に向けて、協議を実施します。
- ▶ 近隣水道事業者や県等との応急給水体制の連携を強化します。
- ▶ 事業継続計画(BCP)を策定します。

現在、本市では、災害時に優先的に応急復旧資機材を確保できるよう、管材業者と契約を締結しています。今後も応急復旧資機材の確保に努めるとともに、日本水道協会埼玉県支部とも協力して資機材の確保に取り組めます。

さらに、災害時においても迅速に近隣水道事業者と水道水の融通ができるよう、緊急連絡管の接続に向けて近隣水道事業者と協議します。また、入間市、所沢市、狭山市、飯能市による四市合同防災訓練や埼玉県が実施する応急給水装置設置訓練といった合同訓練に毎年参加し、応急給水体制の連携強化

を図るとともに、災害時の断水の抑制や通常給水へ戻るまでの時間を短縮するため、事業継続計画（BCP）を策定します。



図 5 - 5 防災訓練の様子

#### ◆ 事業継続計画（BCP） ◆

事業継続計画（BCP）とは、事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、許容限界以上のレベルで事業を継続させ、許容期間内に業務レベルを復旧させることを目的に策定する計画のことをいいます。BCPが機能することにより、発災時に断水が生じない、または、断水しても断水戸数を少なく抑え、かつ、発災後から通常給水へ戻るまでの時間を短くする効果が期待できます。なお、BCPでは、事業継続に必要な経営資源が不足する状況を想定することが、従来の防災計画や危機管理計画との違いと考えられます。

## 5 - 3 【持続】安定した事業経営が可能な水道

将来においても安定した事業経営が可能な水道を目指し、「財政基盤の強化」、「人員確保と人材育成」、「サービス向上・情報提供」の3つの基本施策を定めました。

### 5 - 3 - 1 財政基盤の強化

水道事業の財政基盤強化を図るため、中長期的な視点での経営戦略を実施します。

#### 1) 中長期的な視点での経営戦略

- ▶ 投資計画・財政計画のバランスのとれた事業運営を行います。
- ▶ 水道料金の改定を検討していきます。
- ▶ 水道料金の適正な徴収に取り組みます。

市内にある管路のほとんどは、過去の水需要の増加に対応するために集中的に整備された管路となります。今後、これらの管路が更新時期を迎え、更新には多額の事業費が必要となることから、将来の経営環境に大きな影響を与えることが予想されます。

本市では、健全な経営環境を維持していくために、中長期的な視点により策定した経営戦略に基づき、収支のバランスのとれた事業運営を行っていきます。

また、今後の経営環境によっては、更新事業の財源を確保するために水道料金の改定の検討も必要となります。平成33年度までに収支の状況に応じて料金改定の検討を行い、改定が必要となれば説明会や上下水道審議会を開催し市民の皆様のご意見を伺いながら、平成38年度までに改定を実施し

ます。

さらに、事業費増加による水道料金への影響を低減させるため、水道料金の適正な徴収に引続き取り組んでいきます。水道水の使用量は、各戸に設置されている量水器で計測されており、量水器が故障すると公正な料金徴収を行うことができません。このため、量水器の適正な管理について管理者(使用者)へ広報紙等で周知を行うとともに、計量法で定める期間内(検定有効期間8年)での交換を徹底していきます。

評価指標	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
経常収支比率	100%以上									
給水収益に対する企業債残高の割合	平成38年度に150%以下									
料金回収率	100%以上									

### 5-3-2 人員確保と人材育成

将来にわたって安定した事業経営を継続していくため、事業推進に向けた人員の確保および職員の意識改革と計画的な人材育成を実施します。

#### 1) 事業推進に向けた人員確保

▶ 事業推進に向けて、人員の確保に努めます。

職員定数の削減により職員数が減少傾向にある中、老朽化に伴う水道施設の更新事業が本格化していきます。水道施設の更新を計画的に行って安定給水を維持し、将来にわたり安定した事業経営を継続していくためには、適正な人員を確保する必要があります。

より良い水道サービスの提供、そして今後、本格化する更新事業に対応するため、事業の実施の担い手となる適正な人員の確保に努めます。

#### 2) 職員の意識改革と計画的な人材育成

▶ 外部の講習会等に参加して水道事業に関する知識の習得に努めます。

▶ OJTの実施や技術情報の共有を図り、計画的な人材育成に取り組みます。

水道事業の効率的な運営や高度化された施設の運転管理等を適切に行うためには、職員は専門的な知識を備えていなければなりません。さらに、将来の事業環境の変化や世代交代してもなお、水道事業が継続していけるよう、知識や技術を継承していくことが必要です。

これまで、職員の知識習得のため水道基礎講座や水道事業事務研修会などの外部講習会に参加してきました。今後も外部講習会や近隣事業体との勉強会等に積極的に参加し、水道事業に関する知識の習得に努めていきます。

また、OJT(On the Job Training)による職員育成や業務のマニュアル化など、職員間で技術情報を共有することにより、技術の継承を図り、計画的な人材の育成に取り組みます。

### 5-3-3 サービス向上・情報提供

より良い水道事業のサービスと情報の提供ができるよう、使用者の利便性の向上と使用者ニーズの把握、情報公開の推進に取り組みます。

#### 1) 使用者の利便性の向上

##### ▶ 入間市水道お客様センターの周知を図ります。

平成24年4月から、水道料金徴収等の業務を民間事業者へ委託し、市役所開庁時間外にも水道使用に関するお申し込みやお問い合わせに対応できるよう「入間市水道お客様センター」を開設いたしました。開設から5年となりますが、お客様センターの認知度を高めるため、周知に努めます。

また、市だけではなく、受託業者もお客様センターの周知を図るよう努力し、センターの利用度を高めながら、使用者の利便性の向上に努めていきます。



図 5 - 6 入間市水道お客様センター

## 2) 利用者ニーズの把握と情報公開の推進

- ▶ 広報紙やホームページ等により、水道事業に関する情報を市民の目線でわかりやすく提供します。

本市では、市民の皆様には水道に対して関心をもっていただけるよう、広報紙やFM茶笛<sup>ちゃっぴー</sup>による水道事業のPR、鍵山浄水場やダムの見学会等を実施しています。また、知識経験者や水道使用者をメンバーとする上下水道審議会の設置やアンケート調査の実施により、利用者ニーズの把握に努めています。

今後も、上下水道審議会やアンケート調査により利用者ニーズの把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等により水道事業に関する情報を市民の目線でわかりやすく提供していきます。



図 5 - 7 ダム見学会

## 6 - 1 経営戦略の策定

本市は、将来においても健全な経営環境を維持していくために、経営の基本計画となる「経営戦略」を策定し、この計画に基づき事業運営を行っていきます。

経営戦略とは、総務省が水道事業等の地方公共団体に策定を求める中長期的な経営の基本計画のことで、「投資・財政計画(収支計画)」が主な内容となります。

投資・財政計画とは、事業効率化や経営健全化の取組方針である「投資以外の経費」を反映させて、施設・設備の投資見通しである「投資試算」等の支出と財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画をいいます。

本計画では、平成29年度から平成78年度の50年間の見通しを定めた上で、新水道ビジョンの計画期間である10年間の基本方針を示し、財政基盤の強化を図ります。

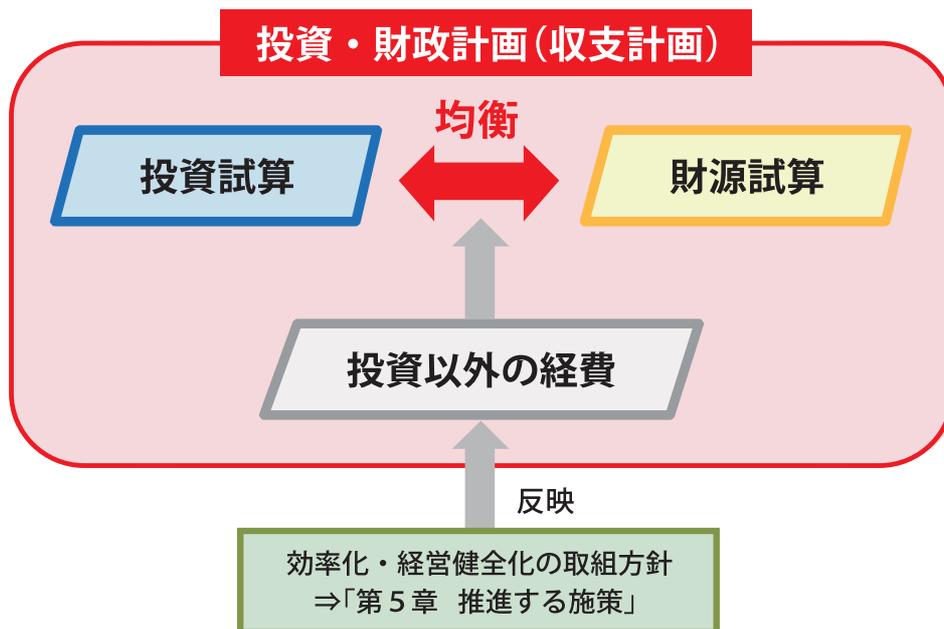


図 6 - 1 経営戦略のイメージ

## 6-2 投資計画

投資計画では、施設・設備の規模や能力、実使用年数等といった現状を把握し、今後50年間の更新需要の予測を行った上で、10年間(平成29年度から平成38年度)の更新計画を定めました。

### 6-2-1 法定耐用年数による更新費用の予測

水道の施設・設備は、地方公営企業法により有形固定資産\*の耐用年数として、法定耐用年数が定められています。この法定耐用年数を経過すると経年化資産\*に区分され、更新の対象となります。

法定耐用年数で水道施設を更新していく場合、今後50年間で必要となる更新費用は、総額およそ730億円と試算され、この額を年間で平均するとおよそ15億円が必要となります。

今後、水需要の減少により給水収益が減少すると予測されることから、事業経営への負担を軽減した更新計画とする必要があります。

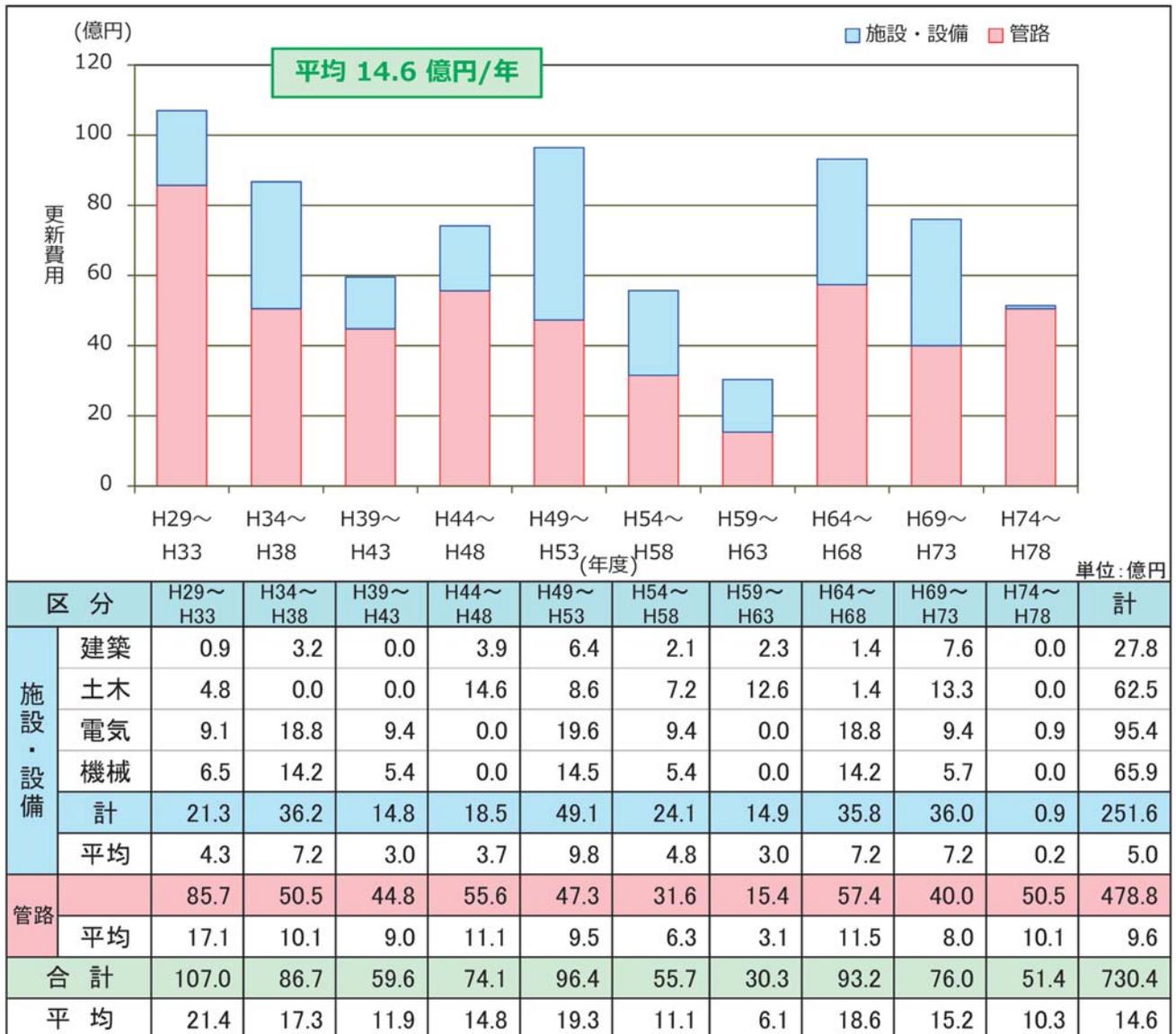


図 6-2 法定耐用年数で更新した場合の更新費用

## 6-2-2 投資計画の設定条件

平成25年6月に厚生労働省は、中小の水道事業者をはじめとして、これまでアセットマネジメントを実施していない水道事業者においても容易に着手できるよう、「アセットマネジメント簡易支援ツール」を策定・公表しました。この中では、実使用年数に基づく更新基準の設定例が示されており、更新基準に関する調査・検討事例と他事業者等における既存の更新基準設定例が網羅されているものとなっています。

本計画においても、更新基準は、厚生労働省が示す設定例を参考に、法定耐用年数ではなく、施設・設備の工種や管種の特性に応じて設定した実使用年数としました。

実使用年数は、法定耐用年数を超過した年数となっていることから、更新サイクルが延び、更新費用を抑制することが可能となります。

表 6 - 1 更新基準の設定

### 【施設・設備】

工種	法定耐用年数	実使用年数
建築	50年	70年
土木	60年	73年
電気	15年	25年
機械	15年	24年

### 【管路】

管種	法定耐用年数	実使用年数
ダクタイル鋳鉄管 DIP	40年	80年
硬質塩化ビニル管 VP		50年
鋼管 GP		70年

### 6-2-3 実使用年数による更新費用の予測

更新基準を実使用年数で設定した場合、今後50年間で必要となる更新費用は、総額およそ500億円と試算され、年間の平均額はおよそ10億円となります。

更新基準を法定耐用年数で設定した場合の年間平均額は、およそ15億円となるため、更新基準を実使用年数として試算すると、年間およそ5億円、50年間でおよそ230億円の費用抑制につながります。

なお、更新にあたっては、今後予想される水需要減少を踏まえ、将来の水需要に適した施設規模へダウンサイジングすることを考慮しました。

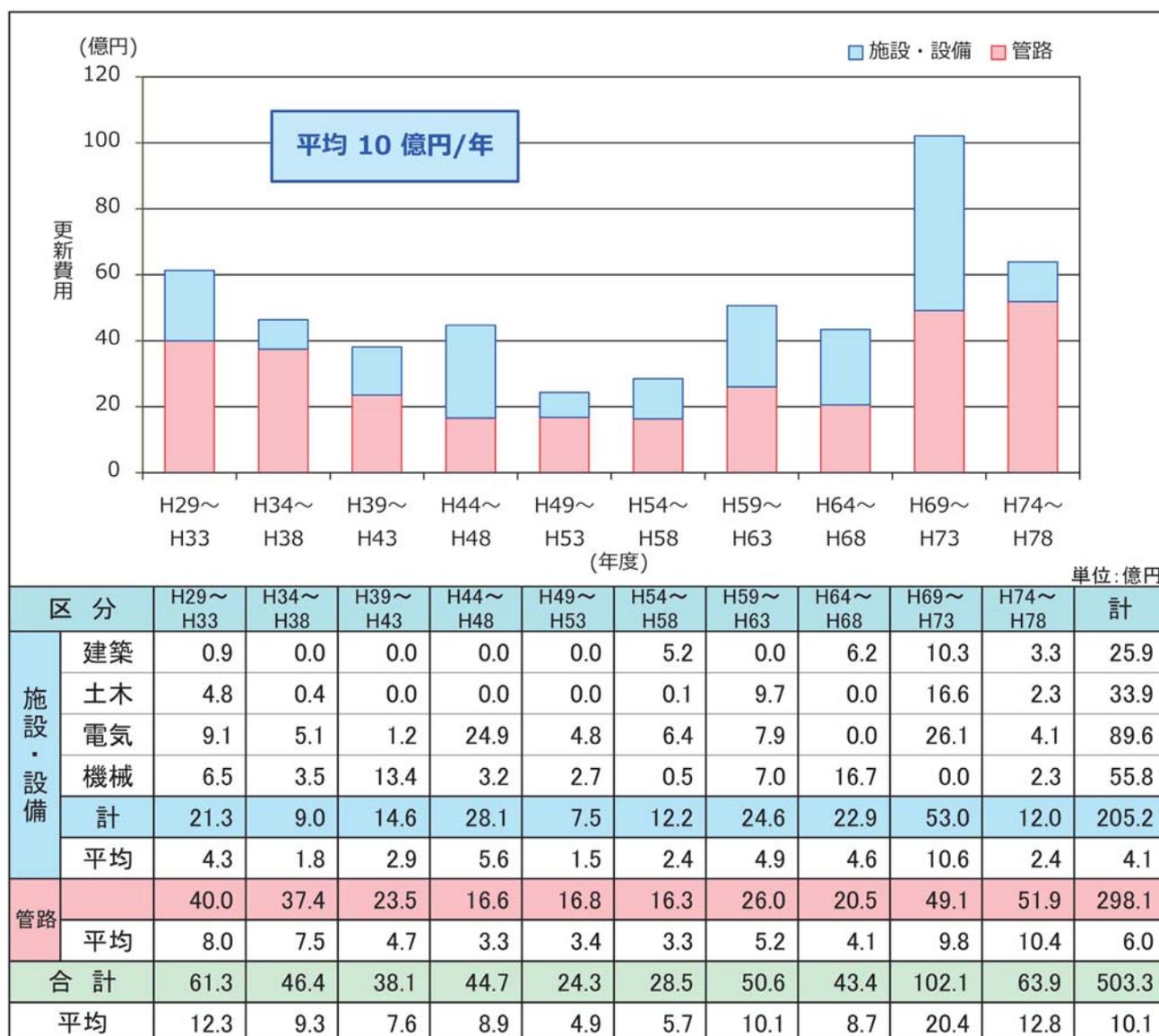


図 6-3 実使用年数で更新した場合の更新費用

## 6-2-4 10年間の更新計画

### 1) 施設・設備

施設・設備の整備は、既に法定耐用年数を超えて日常の点検により延命化を図ってきた設備を優先して実施していきます。

鍵山浄水場、豊岡配水場、扇町屋配水場、東金子配水場、藤沢配水場、入間台加圧場は、設備の更新を行います。

また、西武第1配水池は、耐震性が低い施設であるため、配水池及び施設の更新を行います。

なお、更新を計画している設備については、今後も適切な維持管理を実施して更なる延命化が可能であれば、更新時期を先送りして他に必要な事業を実施していきます。

表 6-2 施設・設備の更新費用とスケジュール

			単位: 億円										
事業			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	計
1	鍵山浄水場	修繕工事	0.08		0.36	1.38	0.55	0.55					2.92
2	豊岡配水場	修繕工事		0.18									0.18
3	扇町屋配水場	修繕工事		—	0.15	0.22	7.78	3.69					11.84
4	東金子配水場	修繕工事		0.15									0.15
5	藤沢配水場	修繕工事					0.09	1.01	1.64	0.60			3.34
6	寺竹配水場	建設工事	5.51										5.51
7	入間台加圧場	修繕工事			—	0.18	1.79	0.90					2.87
8	西武第1配水池	建設工事			0.08	1.67	0.62	0.62					2.99
9	緊急工事費		0.11	0.22	0.22								0.55
施設・設備更新費用 計			5.70	0.55	0.81	3.45	10.83	6.77	1.64	0.60	0	0	30.35

### 2) 管路

管路の整備は、平成28年度に策定した「短期耐震化計画(老朽管布設替計画)」に基づき、年間の更新延長5,500m程度を目標に、老朽化した送水管の更新や非耐震管路の耐震化を優先して実施していきます。

また、更新する管路は、重要度などから優先事業を区分し、既存管路の布設年度等から各々に優先順位を設定します。そうすることで、今後増大すると予想される更新需要に備えて確実に管路の更新・耐震化を実施していきます。

表 6-3 管路の更新費用

事業	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	計
更新延長 m	3,549	5,598	6,525	5,445	5,796	5,615	5,602	5,664	5,523	5,624	54,941
更新費用 億円	6.72	9.18	9.25	7.45	7.38	6.92	7.17	6.88	8.46	8.01	77.42

### 3) 計画期間の施設整備事業費

計画期間10年間における施設整備事業費は、施設・設備と管路を合わせて総額およそ108億円となり、この額を年間で平均すると、およそ11億円が見込まれます。

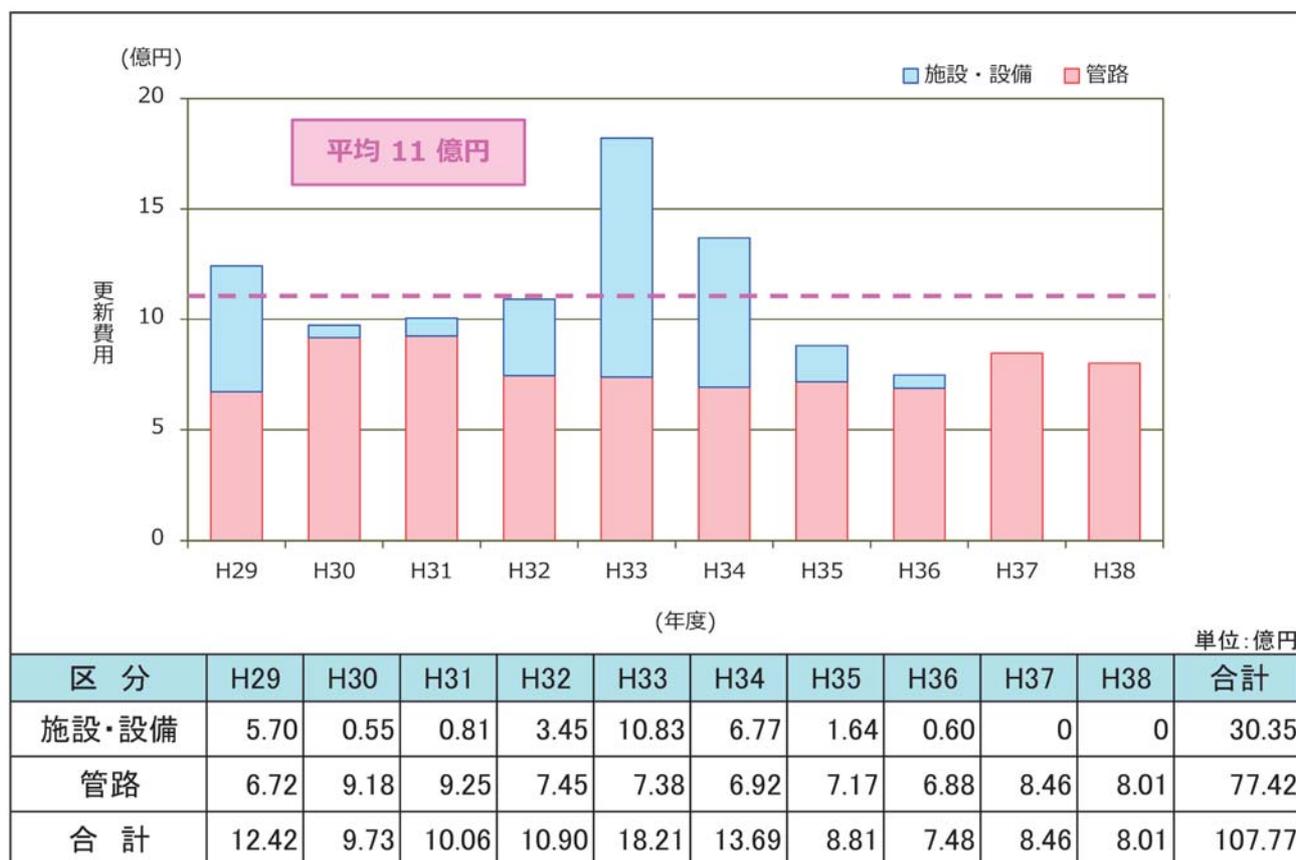


図 6 - 4 今後10年間の施設整備事業費

## 6 - 3 | 財政計画

財政計画では、安定した事業経営が可能な水道を目標に、今後予想される水需要減少を踏まえつつ前項で定めた投資計画を実現することを前提に、今後50年間の財政シミュレーションを行った上で、10年間(平成29年度から平成38年度)の収支計画を定めました。

### 6 - 3 - 1 経営の評価基準

安定した事業経営を実現するためには、経営の柱となる水道料金や自己資金、資金が不足した際に借入れする企業債の3つのバランスを適正に確保することが重要です。

このため、財政計画ではこれらに関連した経営指標の目標を設定し、財政シミュレーションで、目標値を達成するようなバランスを導き出す作業が必要となります。

本計画においても、水道料金、自己資金、企業債のバランスを図る経営の評価基準として、①**損益黒字の確保**、②**安定的な自己資金残高の確保**、③**給水収益に対する企業債残高の割合を一定限度内に抑制**、④**適正な料金収入の確保**の4つの評価基準を設定しました。

表 6 - 4 経営の評価基準の設定

評価基準		設定内容
①	損益黒字の確保	収益的収支における損益において、常に黒字を維持すること。 ⇒損失が発生しないように供給単価を設定 ⇒料金見直しのタイミングは5年毎に設定
②	安定的な自己資金残高の確保	<p>運転資金として必要最低限確保しなければならない内部留保資金を設定し、建設改良費の財源として自己資金で不足する場合は、企業債を借り入れることとした。</p> <p>⇒内部留保資金 15億円 以上を確保</p> <p><b>【内部留保資金の内訳】</b></p> <p>日常の資金繰りとして必要な資金 10億円(※1) 災害発生に備えた資金 5億円(※2)</p>
③	給水収益に対する企業債残高の割合を一定限度内に抑制	<p>企業債を借り入れる場合は、給水収益に対する企業債残高の割合を一定限度内に抑えるようにした。</p> <p>⇒(平成38年度目標値)</p> <p><b>給水収益に対する企業債残高の割合 150% 以下(※3)</b></p>
④	適正な料金収入の確保	<p>給水にかかる費用が水道料金による収入によって賄われていること。</p> <p>⇒料金回収率 100%以上を維持</p>

#### (※1) 日常の資金繰りとして必要な資金

平成27年度の支出実績値を加味し、年間を通して確保すべき資金のうち、企業債の元金償還は半年に1回支払う費用であること、年間の資金繰りに余裕をもたせることを考慮して、常時必要な資金として半年分を確保することとし、日常の資金繰りとして必要な資金は10億円を確保することとしました。

## (※2)災害発生に備えた資金

過去の大災害の被害状況を踏まえ、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」を基に、災害発生に備えた資金の確保として以下の試算方法により、5億円を確保することとしました。

### ①施設の被害金額

配水管の被害額 = 被害箇所数123件×514千円/箇所 = 63百万円

※市内の塩化ビニル管の中で最も延長が長い口径φ75を想定して設定

1箇所あたりの単価514千円 = 布設単価37千円/m×1.39×10m(1.39は路面復旧費を考慮)

公道下の給水管の被害額 = 738件×350千円/箇所 = 258百万円

※給水管の被害件数は阪神淡路大震災の実績を考慮して、配水管被害の6倍で設定

(阪神淡路大震災 神戸市：配水管2,283件、公道下の給水管14,561件)

※1箇所あたりの工事費は、入間市の実績で設定

機械電気設備等の被害額 100百万円

施設の被害金額 = 63百万円+258百万円+100百万円 = 421百万円

### ②断水に伴う収益減 = H27給水収益×断水率÷12ヶ月

= 2,420百万円×36.8%÷12ヶ月

= 74百万円

(断水が1ヶ月続くものと想定)

### ③災害発生に備えた資金 = ①+②=495百万円 ÷ 5億円

## (※3)給水収益に対する企業債残高の割合

過去の有収水量1m<sup>3</sup>あたりの支払利息は、平成12年度の13.1円/m<sup>3</sup>をピークに平成27年度は4.5円/m<sup>3</sup>まで低下しており、支払利息による給水原価への影響は小さいものになります。

今後、更新事業を実施するためには、財源確保として企業債に依存しなければならないため、過去の最大実績の半分程度までは、支払利息による原価への影響を許容するものとして設定しました。

▽有収水量1m<sup>3</sup>あたりの支払利息の限度額 = 過去最大値13.1円/m<sup>3</sup>÷2 = 6.5 ÷ 7円/m<sup>3</sup>

▽有収水量1m<sup>3</sup>あたりの支払利息7円/m<sup>3</sup>の場合の企業債残高(企業債残高目標値)

= 7円/m<sup>3</sup>×平成38年度有収水量14,309千m<sup>3</sup>÷貸付利息0.03

= 3,339百万円

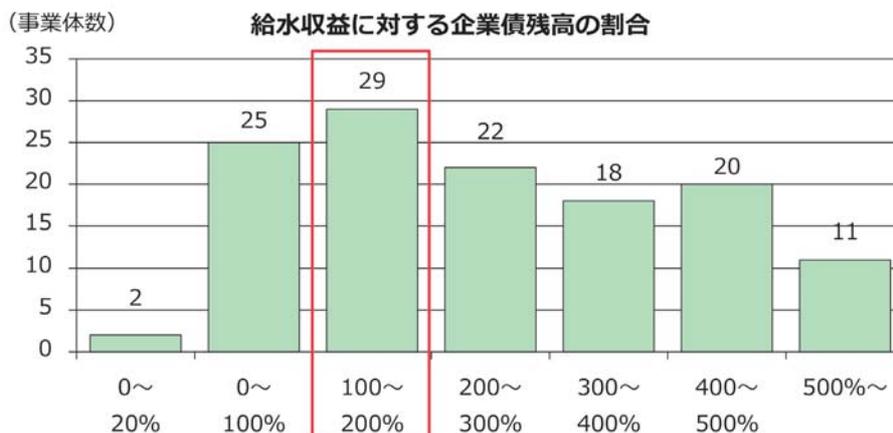
### ▼平成38年度の給水収益に対する企業債残高の割合の目標値

= 企業債残高目標値3,339百万円 ÷ (有収水量14,309千m<sup>3</sup>×現行供給単価153.8円/m<sup>3</sup>)

※現行料金での平成38年度における給水収益

= 151.7% ÷ 150%

なお、下図に示すとおり、企業債残高の割合150%の目標値は、同規模事業体においても最も多い実績となっていることから、妥当な値といえます。



※H26年度水道統計から算出 (給水人口10万~20万人規模の上水道事業)

## 6-3-2 財政シミュレーション

財政シミュレーションでは、経営の評価基準に関連する水道料金や企業債の設定条件を変えて、表6-5に示す4つのケースについて将来予測のシミュレーションを行いました。

その結果、経営の評価基準全てをクリアするケースは「ケース4」となり、平成35年度に平成27年度供給単価に対して10%の料金値上げをすることで黒字を維持するとともに、平成38年度の給水収益に対する企業債残高の割合は150%以下を達成します。さらに、平成35年度以降の料金回収率は100%以上を維持することが可能となります。(表6-6参照)

表 6 - 5 財政シミュレーションの検討ケース

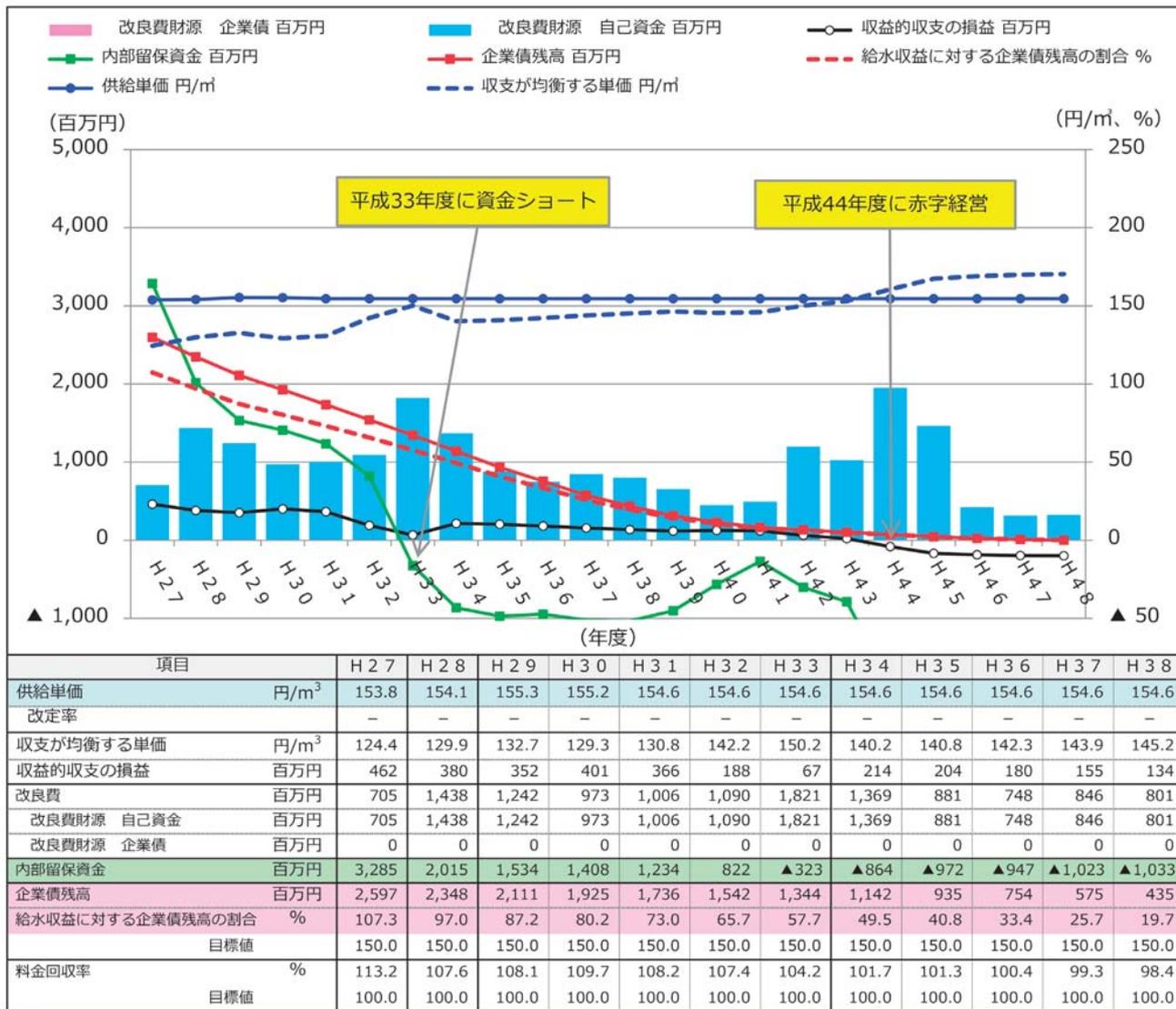
ケース	水道料金	企業債	建設改良費	評価のポイント
1	現行料金	発行しない	投資計画	現行料金、現在の内部留保資金でどこまで事業を継続できるかを確認
2	現行料金	内部留保資金15億円以上を確保するように発行	//	現行料金の場合、どの程度起債に依存しなければならないのかを確認
3	黒字を維持できる範囲で料金改定	//	//	黒字を維持し、内部留保資金15億円以上確保した場合の企業債残高の状況と料金回収率を確認
4	H35に10%料金値上げ	//	//	10%の料金値上げで、内部留保資金15億円以上確保した場合の企業債残高の状況と料金回収率を確認

表 6 - 6 各ケースの検討結果

ケース	評価基準				評価
	① 損益	② 内部留保	③ 企業債残高 (割合 <sup>注</sup> )	④ 料金回収率	
1	H44 赤字	H33 資金 ショート*	H38 435百万円 (19.7%)	H37以降 100% 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行料金での経営は困難であり、将来的に料金値上げが必要である。</li> <li>更新計画の財源を確保するためには企業債を発行しなければならない。</li> </ul>
	×	×	○	×	
2	H42 赤字	H69 資金 ショート	H38 3,407百万円 (154.0%)	H34以降 100% 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行料金での経営は困難であり、将来的に料金値上げが必要である。</li> <li>給水収益に対する企業債残高の割合150%以下の目標値を達成するためには、料金値上げが必要である。</li> </ul>
	×	×	×	×	
3	黒字 維持	15億円 以上 確保	H38 3,407百万円 (154.0%)	H34以降 100% 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒字を維持するためには、平成40年度に7%(H27供給単価比)の料金値上げが必要である。</li> <li>給水収益に対する企業債残高の割合150%以下の目標値を達成するためには、さらなる料金値上げが必要である。</li> </ul>
	○	○	×	×	
4	黒字 維持	15億円 以上 確保	H38 2,691百万円 (111.2%)	100% 以上 維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成35年度に10%(H27供給単価比)の料金値上げを実施した場合、平成38年度の給水収益に対する企業債残高の割合は111.2%となり、目標値の150%を下回る。また、平成35年度以降の料金回収率は100%以上を維持できる。</li> </ul>
	○	○	○	○	

注)給水収益に対する企業債残高の割合

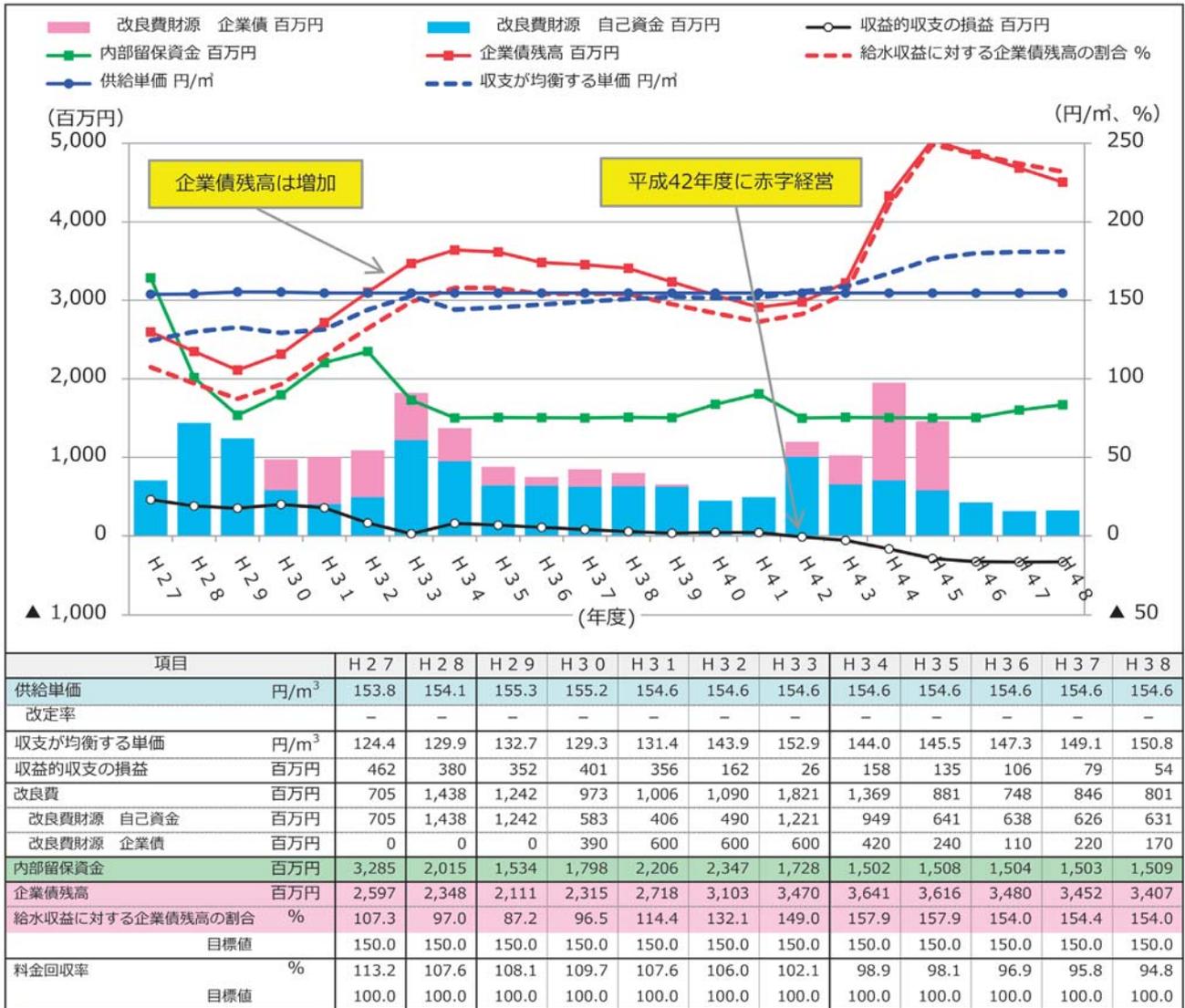
# ケース1



- 平成44年度に赤字経営 ⇒ 将来的に料金改定が必要である。
- 平成33年度に資金ショート ⇒ 更新計画事業の財源を確保するため、企業債に依存しなければならない。

図 6 - 5 「ケース1」の財政シミュレーション結果

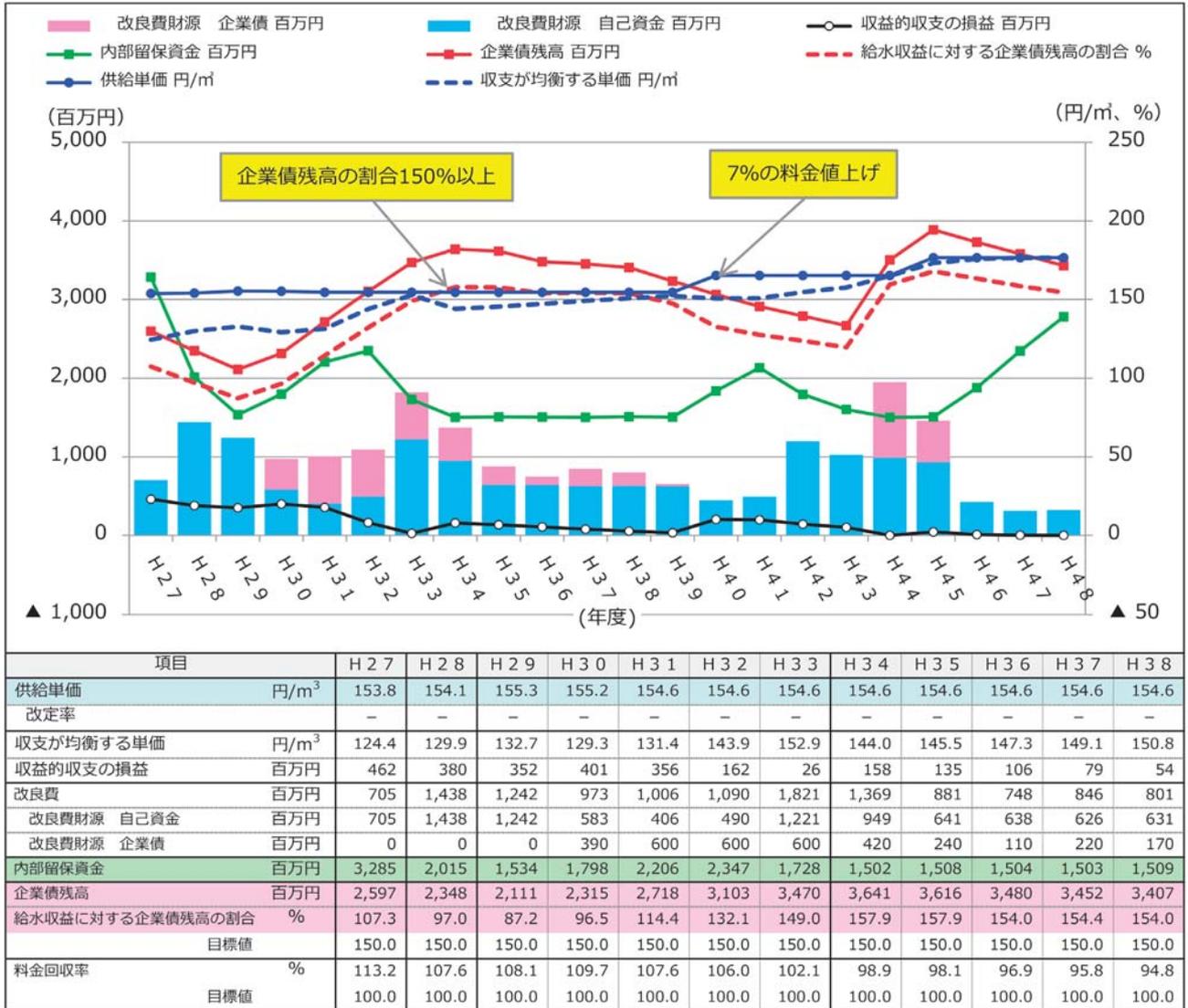
## ケース2



- 平成42年度に赤字経営 ⇒ 将来的に料金改定が必要である。
- 企業債残高は将来的に増加傾向で推移し、平成69年度に資金ショートする。

図 6 - 6 「ケース2」の財政シミュレーション結果

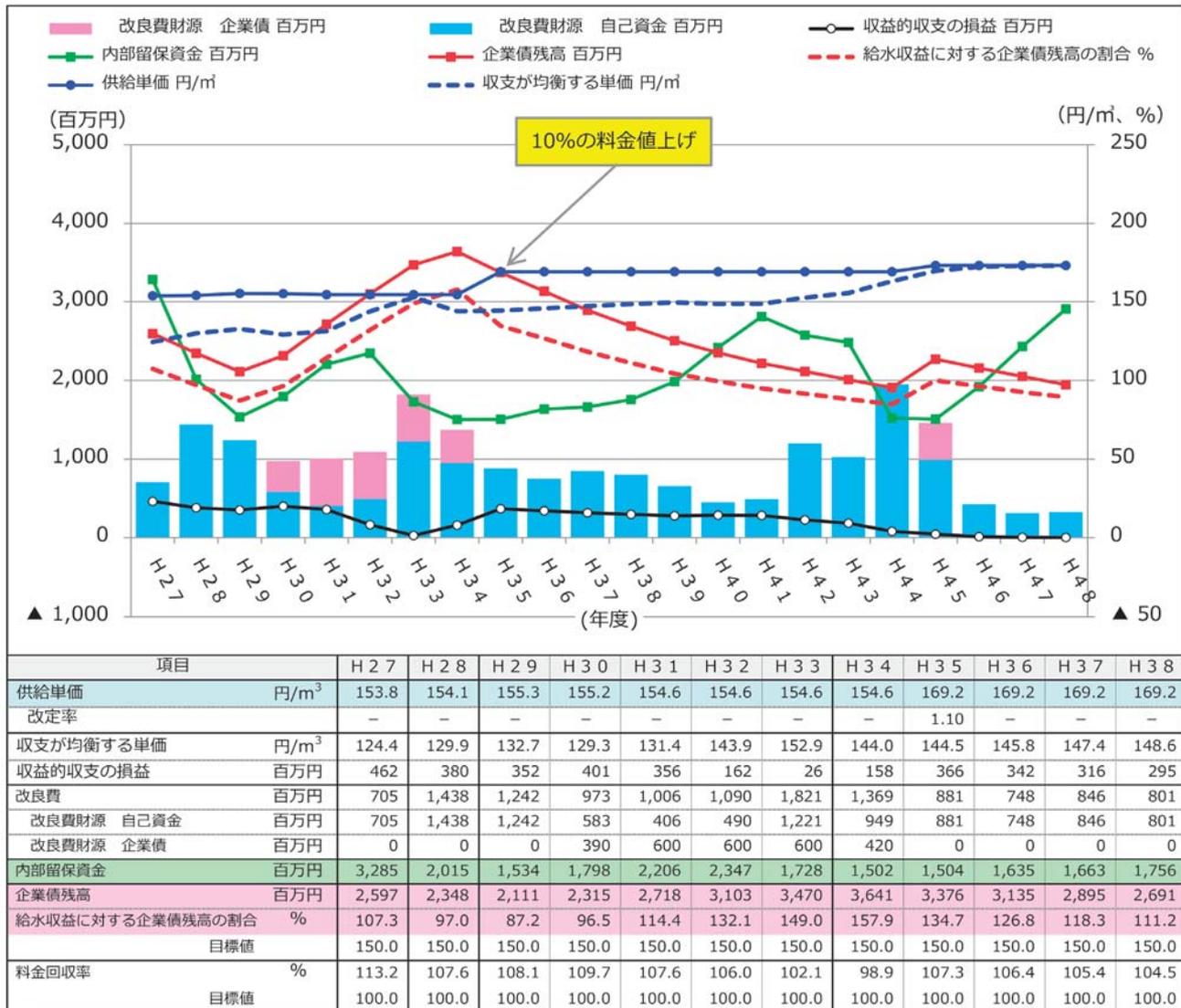
### ケース3



- 黒字を維持するためには、平成40年度に平成27年度供給単価に対して7%の料金値上げが必要である。
- 給水収益に対する企業債残高の割合150%以下、料金回収率100%以上の目標値を達成するためには更なる料金値上げが必要である。

図 6 - 7 「ケース3」の財政シミュレーション結果

## ケース4



- 平成35年度に平成27年度供給単価に対して10%の料金値上げをすることで、黒字を維持するとともに、平成38年度の給水収益に対する企業債残高の割合は150%以下となる。また、平成35年度以降の料金回収率は100%以上を維持できる。

図 6 - 8 「ケース4」の財政シミュレーション結果

### 6-3-3 料金改定の検討

本市は平成11年4月1日の料金改定以降、業務の効率化や経費削減に取り組むことにより18年間にわたり現行水準の料率を維持してきました。

しかし、将来にわたって水道施設の更新に多額の事業費が必要となることから、水道事業の安定経営と更新事業費確保のため財政計画について試算(シミュレーション)を行いました。

試算の結果、平成35年度以降に10%程度の料金値上げを余儀なくされる結果となりました。この結果を踏まえ、引き続き業務の効率化や経費の削減に取り組み、適正な料金改定について検討していきます。

### 6-3-4 財政計画の基本方針

計画期間10年間の財政計画の基本方針を次のとおり定めました。この基本方針に基づき財政基盤の強化を図っていきます。

#### 基本方針

- ◆ 損益黒字を確保します。
- ◆ 日常の資金繰りと災害時に備えて内部留保資金を15億円以上確保します。
- ◆ 平成38年度の「給水収益に対する企業債残高の割合」は150%以下とします。
- ◆ 「料金回収率」は100%以上を維持します。

## 1) 収益的収支の見通し(ケース4 平成35年度に10%料金値上げしたもの)

収益的収支とは、水道事業の経営活動によって発生する収入とこれに対応する支出をいいます。収支の主な構成として、収入が水道料金による給水収益、支出が県水の受水費や委託費といった経費、資産取得に伴って発生する減価償却費\*となります。

平成29年度から平成38年度の収益的収支の見通しは、表6-7のとおり試算しました。

表 6 - 7 収益的収支の見通し

(単位:億円)

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
収益的収入	29.09	29.04	28.79	28.51	28.29	27.99	30.07	29.68	29.37	29.01
営業収益	25.78	25.79	25.55	25.26	25.04	24.80	26.94	26.59	26.31	26.03
給水収益	24.20	23.99	23.76	23.49	23.28	23.06	25.07	24.74	24.48	24.21
手数料	0.70	0.74	0.74	0.73	0.72	0.71	0.78	0.77	0.76	0.75
負担金	0.21	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18
雑収益*	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
水道利用加入金	0.66	0.86	0.86	0.85	0.84	0.83	0.90	0.89	0.88	0.87
営業外収益	3.32	3.25	3.24	3.25	3.25	3.20	3.13	3.10	3.06	2.99
長期前受金戻入	3.16	3.16	3.14	3.14	3.13	3.10	3.04	3.01	2.96	2.89
受取利息	0.06	0.06	0.07	0.09	0.09	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07
雑収益	0.05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
消費税還付金	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特別利益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的支出	25.57	25.03	25.23	26.88	28.03	26.42	26.41	26.27	26.21	26.06
営業費用	25.00	24.54	24.67	24.61	25.13	25.48	25.41	25.34	25.33	25.25
職員給与費	1.95	1.90	1.90	1.90	1.91	1.91	1.91	1.91	1.92	1.92
給与費	1.38	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32
法定福利費	0.28	0.27	0.27	0.28	0.28	0.28	0.29	0.29	0.29	0.29
法定福利費引当金繰入額	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
賞与引当金繰入額	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
退職手当負担金	0.15	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
経費	14.78	13.88	13.82	13.69	13.61	13.51	13.44	13.32	13.22	13.12
委託費	4.10	3.83	3.83	3.83	3.83	3.83	3.83	3.83	3.83	3.83
修繕費	0.53	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
路面復旧費	0.17	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
動力費	1.19	1.11	1.11	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.03	1.02
薬品費	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
材料費	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
受水費	8.40	8.03	7.98	7.87	7.80	7.71	7.65	7.54	7.45	7.37
その他	0.29	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
減価償却費	8.27	8.76	8.96	9.02	9.62	10.06	10.06	10.10	10.20	10.21
減価償却費	7.95	8.21	8.34	8.52	8.79	9.44	9.66	9.76	9.81	9.85
資産減耗費*	0.33	0.55	0.62	0.50	0.83	0.62	0.40	0.34	0.38	0.36
営業外費用	0.54	0.48	0.55	0.68	0.81	0.93	0.99	0.92	0.86	0.81
支払利息	0.54	0.48	0.55	0.68	0.80	0.92	0.98	0.92	0.86	0.80
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特別損失	0.01	0.01	0.01	1.59	2.09	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
予備費	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
損益	3.52	4.01	3.56	1.62	0.26	1.58	3.66	3.42	3.16	2.95
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	155.30	155.20	154.60	154.60	154.60	154.60	169.20	169.20	169.20	169.20
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	143.68	141.44	143.63	145.83	151.40	156.25	157.65	159.02	160.60	161.85
料金回収率(%)	108.10	109.70	107.60	106.00	102.10	98.90	107.30	106.40	105.40	104.50

注) 億円単位で表示しているため、端数処理の関係上、各項目の合計や差引き額が一致しないことがあります。

## 2) 資本的収支<sup>\*</sup>の見通し(ケース4 平成35年度に10%料金値上げしたもの)

資本的収支とは、水道施設の更新・整備事業に必要な建設改良費やこの建設改良に係る企業債の償還元金等の支出と、その財源となる収入をいいます。

平成29年度から平成38年度までの資本的収支の見通しは、表6-8のとおり試算しました。

表 6 - 8 資本的収支の見通し

(単位:億円)

		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
資本的 収支 (税込)	資本的収入	1.42	5.06	7.15	7.15	7.14	5.33	1.18	1.18	1.17	1.16
	企業債	0.00	3.90	6.00	6.00	6.00	4.20	0.00	0.00	0.00	0.00
	国庫補助金	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	工事負担金	0.89	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56
	水道利用加入金	0.48	0.60	0.59	0.59	0.58	0.58	0.63	0.62	0.61	0.61
	固定資産売却代	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	他会計貸付金返還金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資本的支出	15.75	12.72	13.16	14.19	21.69	17.33	12.60	11.01	12.01	11.19
	建設改良費	13.38	10.87	11.18	12.04	19.37	14.83	9.95	8.60	9.61	9.15
	改良費	12.42	9.73	10.06	10.90	18.21	13.69	8.81	7.48	8.46	8.01
	工事請負費 施設設備	5.50	0.55	0.58	2.94	10.34	6.65	1.64	0.60	0.00	0.00
	工事請負費 管路	6.22	8.80	8.81	7.35	7.12	6.80	7.05	6.69	8.23	7.97
	委託料 施設設備	0.20	0.00	0.23	0.51	0.49	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00
	委託料 管路	0.50	0.38	0.44	0.10	0.26	0.12	0.12	0.19	0.23	0.04
	リース債務支払額	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	量水器費	0.02	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03
	固定資産購入費	0.00	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	事務給与費	0.65	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74
	法定福利費	0.20	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26
その他	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.03	0.02	0.01	0.02	0.02	
企業債償還金 <sup>*</sup>	2.37	1.86	1.97	2.15	2.33	2.50	2.65	2.40	2.41	2.03	
収支差引	△14.33	△7.67	△6.00	△7.04	△14.55	△12.00	△11.41	△9.83	△10.84	△10.02	
補填 財源	補 過年度分損益勘定留保資金 <sup>*</sup>	13.44	6.98	5.29	6.09	12.94	10.79	10.66	9.20	10.12	9.34
	消費税調整額	0.88	0.69	0.71	0.95	1.61	1.20	0.76	0.63	0.72	0.68
	計	14.33	7.67	6.00	7.04	14.55	12.00	11.41	9.83	10.84	10.02
	翌年度への繰越	15.34	17.98	22.06	23.47	17.28	15.02	15.04	16.35	16.63	17.56
	内訳										
	損益勘定留保資金	△5.17	1.79	3.66	2.92	△3.32	△0.73	△0.60	0.91	0.08	0.87
利益剰余金 <sup>*</sup>	3.52	4.01	3.56	1.62	0.26	1.58	3.66	3.42	3.16	2.95	
長期前受金戻入	△3.16	△3.16	△3.14	△3.14	△3.13	△3.10	△3.04	△3.01	△2.96	△2.89	
企業債残高	21.11	23.15	27.18	31.03	34.70	36.41	33.76	31.35	28.95	26.91	
給水収益に対する企業債残高の割合(%)	87.2	96.5	114.4	132.1	149.0	157.9	134.7	126.8	118.3	111.2	

注) 億円単位で表示しているため、端数処理の関係上、各項目の合計や差引き額が一致しないことがあります。

# 7 入間市新水道ビジョン | 進捗管理と見直し

## 7-1 進捗管理

「入間市新水道ビジョン」で掲げた施策は、事業を推進していく過程において、事業環境の変化に対応していくため、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)を用いて進捗管理を行います。

進捗管理では、計画の策定や目標設定を行った上で、各計画の担当課を定め、計画を実施していきます。また、毎年度の終わりには、評価指標等を用いて計画と実績の乖離を確認し、計画の評価を行います。評価結果によっては、より効果的な計画へ見直しを行い、実行していきます。

このような進捗管理を行うことで、継続的に計画の改善を図り、基本理念の実現を目指します。

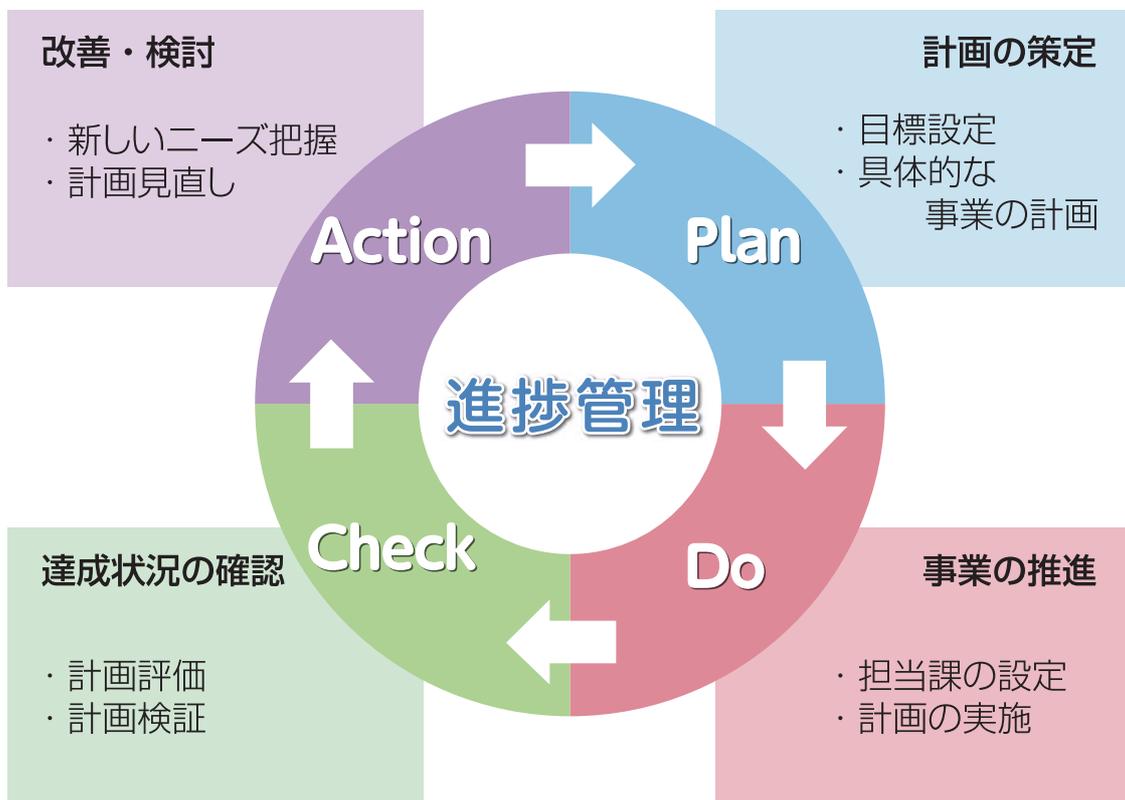


図 7-1 PDCAサイクルを用いた進捗管理

## 7-2 見直し

各事業計画は、前期5年(平成33年度)が経過した時点で上下水道部の職員及び知識経験者や水道使用者をメンバーとする上下水道審議会により、計画の進捗状況や評価内容を踏まえ、必要に応じて施策や指標の見直しを行います。

見直し内容については、ホームページなどにより公表を行い、事業経営の透明性を高めます。